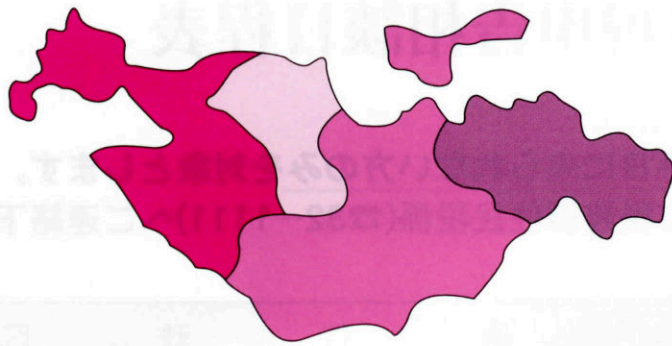




みんなで考えてみよう…市町村合併

第12回長門市・三隅町・日置町・

油谷町合併協議会から

平成15年12月24日(水)、長門市ルネッサながとで開催され、報告1件、議案8件について報告・協議がされ、ほぼ原案どおり承認されました。

第12回合併協議会

報告事項

報告第1号 ■『第3回・第4回協議会議員の定数及び任期の取扱い小委員会報告』について
▼平成15年12月1日に第3回、12月12日に第4回の「協議会議員の定数及び任期の取扱い小委員会」がそれぞれ開催され、協議会議員の定数及び任期の取扱いに関する調整の方向性について協議したことの報告がされました。主な内容は、次のとおりです。

●設置選挙を実施しない場合
①在任特例を適用し、在任期間を1年程度とする。報酬は現行報酬額を基本とし、首長協議及び報酬審議会に

諮って決定する。また、特例後の一般選挙における議員定数は、上限定数の26人とする。

●設置選挙を実施する場合

①議員定数を30人とする定数特例を適用し、選挙区を設ける。選挙区ごとの議員定数を長門市15人、三隅町5人、日置町4人、油谷町6人とする。

②議員定数を30人とする定数特例を適用するが、選挙区を設けない。

③選挙区を設けないで特例の適用なしの原則に基づく設置選挙を実施する。

以上の4通りの方法から一本化した調整案になるように、1月14日に開催予定の第5回目の会議で協議されます。

協議事項

議案第53号 ■『事務組織及び機構の取扱い』について(協定項目13) ▼新市の組織は、

当分の間、本庁、総合支所及び出張所とする。

▼合併当初の組織は、本庁を現在の長門市役所とし、現在の各町役場は総合支所とし、現在の支所は出張所として存続する。

▼庁舎は、当分の間、現庁舎を有効活用する。

議案第54号 ■『補助金・交付金等の取扱い』について(協定項目17) ▼各種団体への補助金・交付金等の取扱いについては、その目的、効果を総合判断し、次のとおり調整する。①現行のとおりの新市に引き継ぐ。②合併時に調整する。③新市に移行後、速やかに調整する。④廃止の方向で検討する。

議案第55号 ■『環境対策事業の取扱い』について(協定項目24-13) ▼環境対策事業の主なもの、①廃棄物処理基本計画は、新市において新たな計画を策定する。②ごみ収

集回数、排出方法及び収集体制は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。③し尿・浄化槽汚泥の収集及び処理は、現行のとおりの新市に引き継ぐ。

④環境衛生推進協議会は、新市において新たな組織を設置する。⑤畜犬業務、火葬業務は、現行のとおりの新市に引き継ぐ。

議案第56号 ■『学校教育事業の取扱い』について(協定項目24-18) ▼学校教育事業の主なもの、①学校教育施設は、現行のとおりの新市に引き継ぐ。②小・中学校の通学区域は、現行のとおりとし、旧市町境の地域は、弾力的な運用に努める。③遠距離通学児童生徒のスクールバスの運行は、現行のとおりの新市に引き継ぐ。④学校給食は、現行のとおりの新市に引き継ぐ。

議案第57号 ■『社会教育事業の取扱い』について(協定項目24-19) ▼社会教育事業の